

千葉県報

号外
令和8年5月29日

主要目次

- 私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則
人事委員会規則 一
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 一
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 一
- 企業局管理規程 二
- 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程 二
- 病院局管理規程 二
- 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程 二
- 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 二

規則

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十六号

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則

私立学校関係法施行細則（昭和四十八年千葉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に、「十人」を「十一人」に改める。

附則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫

千葉県人事委員会規則第二十一号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年千葉県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「宿日直手当」の下に「並びに子女教育手当」を加え、「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「期末手当」を「住居手当、期末手当」に、「所在国勤務の外務公務員で」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員で」に、「外務公務員給与法」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）」に、「住居手当及び配偶者手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当」に改め、同条第四項中「為替相場」の下に「（当該前日に外国為替市場が開かれていないときは、その直前の外国為替市場が開かれる日の為替相場）」を加え、同条第八項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫

千葉県人事委員会規則第二十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第一号を次のように改める。

一 中学校就学の始期に達するまでの子（次に掲げる者を含む。）のある職員が当該子を養育する場合

イ 勤務時間条例第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）

ロ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子（以下「配偶者の子ども」という。）

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定に

より委託されている児童（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を除く。以下「養育里親等に委託されている児童」という。）

第四条の三第一項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同条第七項第一号中「子」の下に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。第十条第一項第三号を除き、以下同じ。）」を加える。

第九条第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加え、同条第十四号、第十五号及び第十八号中「配偶者の子」を「配偶者の子ども及び養育里親等に委託されている児童」に改める。

第三十五条第一項第四号中「配偶者の子」を「配偶者の子ども及び養育里親等に委託されている児童」に改める。

別表第三中「配偶者の子」を「配偶者の子ども」に、「又は配偶者の子」を「、配偶者の子ども又は養育里親等に委託されている児童」に改める。

附則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

企業局管理規程

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年五月二十九日

千葉県企業局長 横山 尚典

千葉県企業局管理規程第十五号

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「含む。」の下に「第十二条第三項第一号イ並びに」を加える。

第十二条第三項第一号を次のように改める。

一 中学校就学の始期に達するまでの子（次に掲げる者を含む。）のある職員が当該子を養育する場合

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十五条の二、第二十五条の三及び第二十六条の二において同じ。）の子

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第三十八条第二項に規定する児童を除く。）

第三十八条第二項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

附則

この管理規程は、令和八年六月一日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和八年五月二十九日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十項第一号を次のように改める。

一 中学校就学の始期に達するまでの子（次に掲げる者を含む。）のある職員が当該子を養育する場合

イ 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第二十二号第二項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）

ロ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を除く。）

第七条第一項中「子」の下に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）」を加える。

附則

この管理規程は、令和八年六月一日から施行する。

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和八年五月二十九日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十一号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第一号中「救急搬送調整手当」の下に「、救急診療手当」を加える。
別表第二十四号第一号に次のように加える。

(ハ) 救急診療手当	病院に勤務する医師である職員が救急医療を要する患者に対処するために局長が別に定める手術等に従事したとき。	その業務一回につき一、五〇〇円を超えない範囲内で局長が定める額
------------	--	---------------------------------

附則

この管理規程は、令和八年六月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八